平成２９年（フ）第２００８号
福岡市博多区那珂６丁目12番18号
破産者　村山　眞治
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０２０号
福岡県糟屋郡志免町向ケ丘１丁目２番27号
ひめだるま荘110号
破産者　小松　慎克
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４８号
福岡市西区女原北17番４－２号
破産者　遠藤小百合
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０９０号
福岡県糸島市篠原西２丁目１番１－301号
破産者　尾崎まゆみ
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３７号
沖縄県浦添市宮城３丁目14番11－201号　グラン　ソレイユ　Ｒ・Ｌ（開始決定時の住所沖縄県浦添市字経塚253番地16）
破産者　西銘　宜仁
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２８７号
盛岡市西見前14地割22番地１　ヴェルソレイユＣ102号
破産者　茂木　雅幸
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２６４号
福岡県糸島市志摩師吉５番地32
破産者　波多江真紀
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４４２号
福岡市南区高宮３丁目11番30－403号、前住所北九州市小倉北区金田２丁目６番１－801号
破産者　新田　亮子
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７３８号
福岡市城南区長尾３丁目８番21－103、住民票上の住所福岡市博多区東那珂１丁目９番28号
破産者　松岡　優樹
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９２５号
福岡市早良区田村５丁目19番16号
破産者　山田　智継
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４９号
福岡県豊前市大字荒堀379番地１
破産者　松山　浩樹
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
東京都大田区南六郷２丁目35番１－818号、開始決定時の住所栃木県足利市雪輪町2500番地
破産者　小原澤元英
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６２１号
埼玉県越谷市宮前１丁目６番地14
破産者　中村　輝夫
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７１０号
埼玉県越谷市大字袋山64番地13
破産者　山田　隆一
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
長野県諏訪郡下諏訪町6092番地４、開始決定時の住所長野県諏訪市大手１丁目６番４号
破産者　吉池　淳男
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第５９号
長野県諏訪市大字中洲2504番地７
破産者　矢澤　隼人
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３８２号
兵庫県高砂市神爪２丁目11－２－２、住民票上の住所兵庫県加古川市神野町石守435番地の５
破産者　清水　まや
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９２号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿858－１－102号、住民票上の住所徳島県徳島市富田橋２丁目51番地　605
破産者　マクリ屋、笑屋こと　水瀬　啓介
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４７９号
兵庫県姫路市野里上野町１丁目６番26－201号　上野ハイツ
破産者　金沢　優子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部